

危機対応円滑化業務の実施状況（平成 30 年 12 月）

主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、株式会社日本政策金融公庫は危機対応円滑化業務を実施しておりますが、平成 30 年 12 月の実績は以下のとおりです。

（単位：億円）

		30 年 12 月実績
ツーステップ・ローン		0
	貸付け等	0
	日本政策投資銀行向け	0
	商工組合中央金庫向け	0
損害担保		2
	貸付け等	2
	日本政策投資銀行向け	0
	商工組合中央金庫向け	2
利子補給		2 2
	日本政策投資銀行向け	0
	商工組合中央金庫向け	2 1

（注 1）ツーステップ・ローンの実績は、公庫が平成 30 年 12 月に指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）へ貸付実行した貸付金額。

（注 2）損害担保のうち、上記の「貸付け等」の実績は、指定金融機関が平成 30 年 10 月に損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が平成 30 年 12 月 10 日までに補償応諾した引受金額（なお、指定金融機関が平成 30 年 11 月末に損害担保付き貸付け等を行い、公庫が平成 31 年 1 月 10 日までに補償応諾したものを平成 30 年 11 月実績として計上する。）。

（注 3）利子補給の実績は、原則として各年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間を対象に公庫が 6 月 10 日までに支払ったものを 6 月実績、各年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間を対象に公庫が 12 月 10 日までに支払ったものを 12 月実績として計上。

東日本大震災に関する危機対応円滑化業務の実施状況（平成30年12月）

危機対応円滑化業務のうち、東日本大震災に関する事案に係るものの実績は以下のとおりです。

（単位：億円）

	30年12月実績	累計 23年3月12日～30年12月末
ツーステップ・ローン	0	31,497
貸付け等	0	31,497
日本政策投資銀行向け	0	27,915
商工組合中央金庫向け	0	3,582
CP取得	—	0
損害担保	0	21,049
貸付け等	0	21,049
日本政策投資銀行向け	0	19
商工組合中央金庫向け	0	21,030
CP取得	—	0
出資	—	0
利子補給	2	231
日本政策投資銀行向け	0	32
商工組合中央金庫向け	2	199

（注1）ツーステップ・ローンの実績は、公庫が平成30年12月に指定金融機関（株式会社日本政策投資銀行・株式会社商工組合中央金庫）へ貸付実行した貸付金額。

（注2）損害担保のうち、上記の「貸付け等」の実績は、指定金融機関が平成30年10月に損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が平成30年12月10日までに補償応諾した引受金額（なお、指定金融機関が平成30年11月末に損害担保付き貸付け等を行い、公庫が平成31年1月10日までに補償応諾したものを平成30年11月実績として計上する。）。

（注3）利子補給の実績は、原則として各年10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に公庫が6月10日までに支払ったものを6月実績、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に公庫が12月10日までに支払ったものを12月実績として計上。

（注4）上記の実績は、商工組合中央金庫からの報告に基づき、危機対応業務の要件に該当しない口座に係る金額を控除したものの。

平成 28 年熊本地震による災害に関する危機対応円滑化業務の実施状況(平成 30 年 12 月)

危機対応円滑化業務のうち、平成 28 年熊本地震による災害に関する事案に係るものの実績は以下のとおりです。

(単位：億円)

	30 年 12 月実績	累計 28 年 4 月 15 日～30 年 12 月末
ツーステップ・ローン	0	3 3 2
貸付け等	0	3 3 2
日本政策投資銀行向け	0	3 2 7
商工組合中央金庫向け	0	5
C P 取得	—	—
損害担保	2	4 4 0
貸付け等	2	4 4 0
日本政策投資銀行向け	0	0
商工組合中央金庫向け	2	4 4 0
C P 取得	—	—
出資	—	—
利子補給	1	4
日本政策投資銀行向け	0	0
商工組合中央金庫向け	1	4

(注 1) ツーステップ・ローンの実績は、公庫が平成 30 年 12 月に指定金融機関（株式会社日本政策投資銀行・株式会社商工組合中央金庫）へ貸付実行した貸付金額。

(注 2) 損害担保のうち、上記の「貸付け等」の実績は、指定金融機関が平成 30 年 10 月に損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が平成 30 年 12 月 10 日までに補償応諾した引受金額（なお、指定金融機関が平成 30 年 11 月末に損害担保付き貸付け等を行い、公庫が平成 31 年 1 月 10 日までに補償応諾したものを平成 30 年 11 月実績として計上する。）。

(注 3) 利子補給の実績は、原則として各年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間を対象に公庫が 6 月 10 日までに支払ったものを 6 月実績、各年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間を対象に公庫が 12 月 10 日までに支払ったものを 12 月実績として計上。